## 新たな放送法制

現行の 放送法制 放送(公衆によって直接受信されることを目的とする 無線通信の送信)



有線放送(公衆によって直接受信されることを目的とする 有線電気通信の送信)



新たな 放送法制

放送(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信)

放送の業務 (ソフト)

## 「基幹放送」※1

→具体例:地上TV、BS、110度CS、AM、FM、短波 ※1 「基幹放送普及計画」の対象となる放送

- 〇 地上基幹放送
  - ・ 特定地上基幹放送(HS-致免許の対象)
- 移動受信用地上基幹放送
- 衛星基幹放送

## 「基幹放送事業者」

「一般放送」\*\*2

※2「基幹放送普及計画」の対象とならない放送

→具体例:124/8CS(ラジオ含む)、 有テレ 放送エリア:狭い、 視聴者への影響:小さい 一般放送 →具体例:有ラ、有テレ(小規模)

## 「一般放送事業者」

参入規律		認定又は電波法上の免許	登録	届出
業務規律	香組規律	放送法並み	役務法並み	有ラ法並み
	技術基準	技術基準適合維持義務あり	技術基準適合維持義務あり	なし
	有料放送規律	あり(約款規律、説明義務・苦情処理義務)	あり(説明義務・苦情処理義務)	あり(説明義務・苦情処理義務)